

審査・査読に関する留意点（担当編集委員）

2021年4月6日追記

「編集委員の方々へ」

1. 編集委員と査読担当者の責任分担を明確にしてください。

編集委員の役割は、査読担当者の選任、掲載可否の判定、査読期間遵守等の論文審査業務の実施です。編集委員は、査読担当者の査読結果をもとに自らの責任において論文審査報告書を作成しなくてはなりません。このため、編集委員は担当論文の査読担当者を兼ねることはできません。編集委員は、投稿された論文の内容に応じて、査読担当者2名（必要に応じて追加できます）を必ず選任してください。なお、著者と所属機関（日本原子力研究開発機構にあつては、各センター、あるいは研究所を所属機関とみなす）が同一の者および「謝辞」や「利益相反の開示説明」に記載された者からは、原則として査読担当者を選任しないでください。

2. 掲載可否の判定は、編集委員と編集委員会の責任でおこないます。

掲載可否の判定は、査読担当者の意見に基づいて、編集委員と編集委員会の責任でおこないます。査読担当者から提出された査読報告書・所見等の資料を参考にして編集委員が掲載可否を判定した論文審査報告は、基本的にそのまま著者に返却されますが、掲載否と判定した場合は編集委員会に最終判定を依頼します。なお、論文の完成度が著しく低い場合、**査読審査前であっても**（査読担当者の意見を聞くことなく）編集委員が掲載否とすることができます（※注1）。また、**投稿カテゴリーの基準を満たさないと判断する場合や著作権の侵害や二重投稿に該当する場合**（※注2）も**掲載否**となります。査読担当者2名の掲載可否に関する判定結果が異なる場合は、特に注意して自らの責任で、掲載可否の判断をします。ただし、必要に応じて査読担当者1名以上を追加することができます。

※注1) 査読審査前掲載否：

論文審査査読要領では、投稿原稿に下記の抜粋部分に示すような不備がある場合、査読審査前掲載否（返却）ができることを定めています。査読担当者・編集委員の負担軽減の観点からも、明らかに不備のある論文については、査読に付すことなく、「掲載否」として著者に再検討を促してください。

※注2) 別紙「論文投稿の際の著作権および二重投稿についての注意点」をご参照ください。

————— 英文論文審査・査読要領からの抜粋 —————

IV. 論文審査基準

(審査前 (中) 掲載否)

3. Associate Editor は本要領 V. 7 の規定に準じ、審査前 (中) でも明確な理由がある場合には、Reject の判定を下すことができる。

(再審査)

8. Associate Editor は、初回の審査において Minor Revision および Major Revision とした場合には、著者の回答と再提出原稿に対して再審査をおこなう。著者からの回答や原稿の修正内容が合理的と判断されるときは Accept とする。ここでいう合理的な回答には、審査所見への著者からの反論も含むものとする。著者の回答や修正がない場合や合理的でないと判断するときは、その理由を具体的に付して Reject とする。 ...

V. 論文査読基準

(掲載否)

7. Reviewer は Reject を選択する場合、スコアシートのコメントボックスまたは査読結果報告書に理由を明瞭に記さなければならない。

明確な理由がある場合は査読前（中）でも Reject とすることができる。

本要領には Reject 判定とする場合について、次の規定がある。

(1) 「投稿ガイドライン」および Instructions for Authors (※注3) に定められた原稿の形式・表現法から著しく逸脱している場合 (V. 4)。

(2) 英文表現が著しく不適切なため、査読が困難な場合 (V. 3)。

(3) 内容が V. 2 の査読基準を満たさない場合。特に以下の場合を含む。

①他誌への投稿が適当と判断する場合。

②原稿の完成度が著しく低いと判断する場合。

③多重投稿、盗用、改ざん、捏造等の不正が明らかな場合。

④投稿カテゴリーの基準を満たさないと判断する場合。

(4) V. 5. (2) の加筆修正が必要な査読所見に対して大幅な修正が必要で Reviewer の再査読が必要であると判断した場合 (V. 8)。

(5) 再提出原稿において、審査所見に対する回答が無い場合、あるいは適切な回答や原稿の修正がなされていない場合 (IV. 8, Associate Editor の審査基準)。

※注3) 和文誌の場合は「投稿の手引」

なお、本事項に該当する場合は、Principal Editor が (あるいは Associate Editor を選任の上) 論文審査報告書に、不備な点を具体的に指摘し、理由を明確に記載の上、掲載否と判定してください。

3. 論文審査所見は、編集委員の責任で文章を作成します。

論文審査報告書は、査読担当者の査読所見を安易にコピーせず、編集委員の判断で取舍選択をし、シナリオを作ります。特に、Major Revision（条件付掲載可）の場合、あるいは査読担当者2名の意見に差異がある場合には、著者から見て、回答要求内容に矛盾のない文章となるよう留意願います。ただし、査読担当者2名の査読結果がほぼ完全に一致している場合は、査読所見をそのまま添付しても結構です。

4. 条件付通過の判定は、編集委員の回答を必要とするコメントに著者が答えられると予想される場合のみとします。

著者がコメントに答えられないと予想される場合、または再査読が必要なほど大幅な修正を要する場合は、掲載否とします。

5. 英文校閲はしません。

査読担当者・編集委員とも、英文校閲の義務は負いません。

英文表現が著しく不適切なため査読が困難な論文は、査読前であっても掲載否としてください。また、英文表現の内容が不明で、掲載可否を判断するために次回担当編集委員が確認すべきと判断する場合には、Major Revision（条件付掲載可）を選択の上、論文審査報告書、または英文誌の場合は Decision Letter にて適宜ご記入ください。

英文表現についても、査読担当者の判定・コメントをご参考の上、編集委員の判断にて、著者から見て、回答要求内容に矛盾のない判定・コメントとなるよう留意願います。

<参照>

査読審査を通過したすべての論文に対する英文 Editorial Correction

Editorial Correctionは、出版社において組版前におこなわれる校閲であり、主として文法上のミスの修正や、冠詞・接続詞などのチェック、英文誌においては図表や引用文献の整合性チェックであり「ネイティブが読める英文」にするための校閲。内容を考えて文章を作り直したりする本格的な英文校閲ではないが、ネイティブが読んで、それほどおかしくない状態に改善されることを期待。英文誌全文および和文誌アブストラクトに適用。

6. 再投稿を勧誘する場合はご注意ください。

投稿カテゴリーの基準を満たさない、あるいは大幅な修正が必要と判断される論文を掲載否と判定する方針は、審査の長期化を避けるために採用しています。審査所見には掲載否と判断する理由と修正が必要な箇所や現カテゴリーとして不適と判断する理由を明記しますが、そのような論文が、必要な修正をすれば掲載可になると予想される場合は、著者への再投稿の勧誘を妨げるものではありません。再投稿を勧める場合、著者の権利を尊重していることおよび著者への敬意が伝わるように留意し、審査所見に「必要な修正」として安易な追加実験・解析の要求、論文作成指導と誤解されるような意見・指示、再

投稿カテゴリーの指定をすることは厳に慎んで下さい。再投稿された論文は新投稿論文として再度掲載可否が審査されることも付記してください。

7. 編集委員の掲載可否の判断は初回の審査で済ませます。

Major Revision (条件付掲載可) の場合の再提出時は、コメントに対する適切な修正と回答がなされているかどうかの確認のみとします。どうしてもコメントに対して合理的な修正や回答がなされているかどうか判断がつかない場合に限って、自らの責任で査読担当者や専門家に照会しても結構です。

8. 再提出原稿の合理性を判断するために再度著者とやり取りすることは、できる限りおこなわないでください。

修正や回答が合理的であるか判断できず、Major Revision 判定による著者への対応要求を何度も繰り返す場合、4 回目(再提出原稿 .R3)の審査以降は、担当分野の Advisory Editor (編集顧問)に意見を求めて下さい。

9. 掲載可否の判定結果を、査読担当者にご報告願います。

編集委員は、必要に応じて、査読担当者 2 名へ自らの掲載可否の判定結果を報告します。特に、査読担当者の判定と食い違った場合は、必ずご報告願います。

改定履歴

2007 年 6 月 19 日

2008 年 5 月 9 日追記

2011 年 11 月 16 日追記

2012 年 5 月 11 日追記一部修正

2014 年 11 月 4 日追記一部修正

2017 年 9 月 5 日追記一部修正